# 日中戦争初年の天津海関

――マイヤーズ税務司と堀内総領事の交渉とその背景

はじめに

近代中国において海関は中国内外において重要な意味を持っていたがゆえまでもないだろう。北京政府時期(一九一二~二七年)は関税収入のまでもないだろう。北京政府時期(一九一二~二七年)は関税収入の上○年代後半でもその二割が外債償還、三~四割が内債償還の財でとなっていた。このように関税収入は、中国全土において均一の関税率を適用しての役割も窺える。さらに、中国全土において均一の関税率を適用することが条約で保証されていたように、海関をめぐる行政には列国の「条約上の権利」も付帯されていた。本稿が対象とする時代、総税の「条約上の権利」も付帯されていた。本稿が対象とする時代、総税の「条約上の権利」も付帯されていた。本稿が対象とする時代、総税の「条約上の権利」も付帯されていた。本稿が対象とする時代、総税の「条約上の権利」も付帯されていた。本稿が対象とする時代、総税の「条約上の権利」も付帯されていた。本稿が対象とする時代、総税を対していたがゆえの「条約上の権利」も付帯されていた。本稿が対象とする時代、総税の「条約上の権利」も付帯されていた。本稿が対象とする時代、総税の「条約上の権利」も付帯されていたのメーズ(Sir F. Maze)である。

権を否定し、外債償還を主軸とする海関行政の統一維持のみを優先さた、「満洲国」(以下括弧省略)が成立し、哈爾濱や愛琿などいくつかに、「満洲国」(以下括弧省略)が成立し、哈爾濱や愛琿などいくつかに、「満洲国」(以下括弧省略)が成立し、哈爾濱や愛琿などいくつかに、「満洲国」(以下括弧省略)が成立し、哈爾濱や愛琿などいくつかに、「満洲国」(以下括弧省略)が成立し、海関行政の統一維持の領域内に収められると、それらや日本が中国から租付した関東州内に位置する大連海関における外債担保分以外の関税収入をがされないとき、大連以外の諸海関は全部満洲国が実力で接収し、接成されないとき、大連以外の諸海関は全部満洲国が実力で接収し、接成されないとき、大連以外の諸海関は全部満洲国が実力で接収し、接成されないとき、大連以外の諸海関は全部満洲国が実力で接収し、接成されないとき、大連以外の諸海関は全部満洲国が実力で接収し、接成されないとき、大連以外の諸海関は全部満洲国が実力で接収し、接成されないとき、大連以外の諸海関は全部満洲国が実力で接収し、接ているが、満洲国が関税である。このときイギリスが日本に対して、妥協的とも言える方針をとったことはよく知られる。例えば、一九三二年三月三十十年ン英国が満別の統一維持のみを優先されている。

き税務司という呼称も日本語式の税関長に変わった。 き税務司という呼称も日本語式の税関長に変わった。 き税務司という呼称も日本語式の税関長に変わった。 き税務司という呼称も日本語式の税関長に変わった。 き税務司という呼称も日本語式の税関長に変わった。 き税務司という呼称も日本語式の税関長に変わった。 とになる。以上の満洲各地海関と大連海関をめぐる問題は、福本順三とになる。以上の満洲各地海関と大連海関をみせた。大連海関は が、外国人税務司たちの抵抗のもとに強行された。さらに日本は、 接収が、外国人税務司たちの抵抗のもとに強行された。さらに日本は、 接収が、外国人税務司たちの抵抗のもとに強行された。さらに日本は、 持収が、外国人税務司たちの抵抗のもとに強行された。 さらに日本は、 日本の満洲国承認によって関東州租借の相手国が中国から満洲国に変わるという論理のもとで、九月一五日大連海関をめぐる問題は、福本順三という論が、 という呼称も日本語式の税関長に変わった。

国人の間で繰り広げられた駆け引きを検討したい。 国人の間で繰り広げられた駆け引きを検討したい。 国人の間で繰り広げられた駆け引きを検討したい。 国人の間で繰り広げられた駆け引きを検討したい。 国人の間で繰り広げられた駆け引きを検討したい。 国人の間で繰り広げられた駆け引きを検討したい。 国人の間で繰り広げられた駆け引きを検討したい。 国人の間で繰り広げられた駆け引きを検討したい。

する権利はなかったと言える。しかし、日本にとって海関はあくまで産を接収し軍政を施行することはできなかった。日本には海関を接収は中国における占領地をどれほど拡大させようとも、法理上は敵性財ー九四一年末まで、日中戦争は宣戦布告を伴わなかったため、日本

焦点をあてて海関側の時局への対応を検討したのが、ニコラス・クリ

がらも、 あり、 摘したい。 ギリスは、当初日本に海関を接収する法的権限がないことを認識しな 司を単独で輩出し続けるなど海関ととりわけ深い関係を持っていたイ する国際組織への介入を意味していたのである。一方で歴代の総税 収の南送を防ぐのは当然であるとも考えられていた。一方海関に勤 法理上は日本に海関を接収する権限はなかったが、この特殊な期間に の天津海関をめぐる問題に的を絞り、 リス、そして海関職員は、互いに交渉の決着点を探り合うことになる。 本による中国支配の拡大に、柔軟に対応する構えだった。日本とイギ できないだろうとも考えていた。そしてメーズ自身も、「委曲求全 天津海関の再編は必要だったが、それは国民政府財政部が形式上管轄 識していた。日本が実質的な占領地行政を華北で円滑に行うためには 国語では「海関行政的完整」、英語では "the integrity of the Chinese ル国際機関」だった。そして、「中国における内債・外債の防塁」で する外国人職員にとって、海関とは「或程度ニ支那政府ヨリ独立シ居 武器弾薬が渡される可能性があるし、 には強い抵抗感があった。海関を通して外国租界内の「不逞分子」に 南 たのかについては、先行研究の蓄積がある。ここでは、 Maritime Customs" と表記される)を維持する使命を、彼らは強く意 (不満を我慢してまで事をまるくおさめようとすること)の立場で日 日本とイギリスが日中戦争期にいかなる海関制度の再編へ踏み切っ 京国民政府の機関であり、それを日本軍の後方に存置させておくの 「中国における門戸開放の象徴」でもあった「海関の統一」(中 実際に日本が接収に乗り出したとき、それを阻止することは 先述したように、 日中戦争が始まっても一九四一 先行研究の成果とその限界を指 軍費に利用される恐れのある税 日中戦争初年 年末まで

あり、 をより多元的に描くことを目標とする。 閲覧できるようになった。本稿ではそれらの史料を用い、交渉の過程 G. Howe)駐華代理大使、アフレック(J.B. Affleck)駐天津総領事な という。クリフォード氏の論考は極めて実証的であり、本稿も氏が描 司の文書やイギリス・アメリカの外交史料を用いつつ、イギリス人で の側に焦点をあて、「越権」行為の意味を考えたい。 察がメーズを中心としたものであるのに対して、 なった。また、当時はアクセスが困難だった中国や日本側の史料も、 ど、中国で活動したイギリス人の動きが多元的に把握できるように 定的にしか利用されていないイギリス外務省文書が全面的な公開に至 ことは指摘されなければならないだろう。 が経とうとしているいま、新たに多くの史料が閲覧可能となっている いたメーズ像に負うところが大きい。しかし、同氏の研究から半世紀 に嫌悪感を示し「悪しき先例」を作ることになってしまったと考えた めマイヤーズの行動を追認したものの、 いう「越権」行為に走ったことが強調される。メーズは他策がないた を受けたマイヤーズ税務司が外債担保分の送金を一時的に停止すると と、日中戦争初年の天津海関をめぐる問題については、日本軍の圧力 幾分か遅らせることになったと評価する傾向にある。かかる文脈のも み日本に譲歩したのであり、彼のそのような態度は日本の中国侵略を とった対応についてクリフォード氏は、総じてメーズは些末な事項の あったメーズ総税務司の苦悩を浮き彫りにした。戦時期にメーズが フォード氏 ホール・パッチ (E.L. Hall-Patch) 大使館付財政顧問や、ハウ (R. 中国の外国人官吏であり、 (N.R. Clifford) である。クリフォード氏はメーズ総税務 海関という国際機関を束ねる立場に そして、 個人的にはマイヤーズの行動 例えば、 本稿ではマイヤーズ クリフォード氏の考 同氏の研究では限

> ては、 つも、 関税収入の扱いや税率改定の過程を整理した。宋氏の観点は、 視される。メーズと関務署の間のやりとりを明らかにする海関檔案 は概して、 は興味深い。本稿では宋氏が着目したような陸軍内の差異を踏まえつ そうとする陸軍出先と、それを制御しようとする陸軍中央のやりとり 対華北海関政策の基本姿勢を解明することにあり、海関接収に乗り出 の対華北海関政策が「間接管理」にあったことを指摘し、 か、宋芳芳氏は陸軍省大日記など陸軍関係の史料をもとに、 ある。日中戦争初年の天津海関を扱う研究自体が比較的手薄であるな 的に理解する点では、 史料的価値は高いが、 案を受諾するようメーズがたびたび国民政府側に迫っていた事実が重 とりに関する史料などに依拠し、 の償還を優先して日本と結託したと論じる傾向にある。その根拠とし のに対し、メーズ総税務司やマイヤーズ税務司などイギリス人は外債 る研究は、 蔵されている海関檔案がある。中国語圏における戦時期の海関をめぐ 他方日本側の史料の活用については、必ずしも進んでいない状況に 国側の動向を窺える史料としては、 日本外務省の史料を活用し、実際に海関側と交渉にあたった堀 総税務司を管轄する立場にある財政部関務署とメーズとのやり 当時の武漢国民政府が華北の主権をあくまで守ろうとした 主として同史料に依拠しつつ積み重ねられてきた。 考察の余地が十分に残されていると言える。 同檔案一辺倒ではなく他の史料群との間で相 天津海関をめぐる交渉で日本側の提 第二歴史檔案館 (南京) 日本陸軍 日本の それら に所

帝国主義が見せた連携、日本の対天津海関政策という各研究者の関心究は、メーズ総税務司の日中戦争への対応、イギリス帝国主義と日本以上の先行研究を踏まえると、日中戦争初年の天津海関をめぐる研

内干城駐天津総領事の動きも見ていきたい。

スと債務償還を例に考察したい。 第二次上海事変を経て海関行政の大本である上海が日本の手に落ち 第二次上海事変を経て海関行政の大本である上海で、翌年には東京で ようとしていたとき、一九三七年一一月から上海で、翌年には東京で は、直後に問題となる。海関 る上海の海関をめぐる交渉でもたびたび引照されることとなる。海関 をめぐる外交交渉本格化の前史として、本稿では天津における関税協定が (当)

## **弗一章 天津海関への日本案の提示**

り中央銀行によって行われていたものの、関税収入は暫定的措置とし銀行に送金していた。しかし日中戦争が始まると、徴税自体は従来通賃担保分はそこから香港上海銀行に送金されていた。この制度のもと、債担保分はそこから香港上海銀行に送金されていた。この制度のもと、人情担保分はそこから香港上海銀行に送金されていた。この制度のもと、こで、当時天津での関税収入がいかに取り扱われていたのか確認ここで、当時天津での関税収入がいかに取り扱われていたのか確認

にあった。 (宮) て香港上海銀行に預金され、中央銀行への送金は行われていない状況

せず、 さえも、耳にしていた。かかる状態については、八月二二日に陸軍出 を除く関税収入を預け入れる日本側銀行として想定されているのが横 海関出張所付近で発砲して海関職員を逃亡させようとする計画の存在 ス・フランス租界以外における海関の活動を停止させるために、塘沽 きる状態だったという。さらに堀内は、「責任ある軍係官」がイギリ 無断通関自由となっており、天津でも第三特区辺りに自由に陸揚げで 持ち上がっていたほか、塘沽では海関出張所が事実上活動しておらず る一因となっていた。具体的には、 軍の意向をくみ取り、対海関政策を速やかに講じる必要性を認識させ さらに、華北の海関が当時ほとんど機能不全であったことも、堀内に 機関によって海関側を説得することがまず不可欠であると訴えている。(空) これでは治安維持会による海関接収を引き起こす虞もあるので、外交 接管理スルハ不可ナリ」という外務省本省の方針が表明された際には 切」な海関再編の要求にさらされ続けていた。例えば「軍ニ於イテ直 べきは、内債担保分の送金が盛り込まれていないことと、外債担保分 保分以外は事変が終わるまで送金しないが、それらを接収することは 堀内総領事からマイヤーズ税務司に伝えられた。そこでは特に天津・ 秦皇島の関税収入について、①外債担保分は送金すること、②外債担 作成され、陸軍中央や外務省本省の了解も得た提案が、八月二八日に 日中戦争期の天津海関の扱いについて、現地陸軍の管理案をもとに 例えば日本側銀行に預金することが提案された。ここで注意す 冀東貿易に類する密貿易の計画が

ラシムル惧」を痛感していたのである。

(3)
「海関管理ノ軍側希望ニ何トカ色ヲ着ケテ海関ヲ「ファンクション」見られる。このような海関制度の崩壊に近い状況を前に堀内総領事は、見られる。このような海関制度の崩壊に近い状況を前に堀内総領事は、見られる。このような海関制度の崩壊に近い状況を前に堀内総領事は、見られる。

り、それ以外については従来通り香港上海銀行に預け入れて、そこか ら求められていた海関監督の任命については要求を受け入れるが、関日本側トノ関係ヲ調整シテ当地ノ商業ヲ恢復」させるために、日本か であると突き返した。 銀行へ預け入れるよう希望しているので、マイヤーズの案は応諾困難 う原則を重視しており、その確証を得るため全関税収入はまず日本側 堀内は否と答える。日本側は外債担保分以外を上海に送金しないとい ら海関経費を支出し、外債担保分の送金も可とする案だった。しかし、 額横浜正金銀行に預け、海関側はこれを出金できないことにする代わ ヤーズは対案を提示した。それは、 特に、関税収入を日本側銀行に預け入れることは保管銀行の変更に関 税収入の扱いについては自分の権限内で回答するのが困難だと述べた。 の提案を受けて、日本領事館を訪れた。そこでマイヤーズは た。マイヤーズ税務司も華北における状況を深く憂慮していた。 一○日マイヤーズとアフレック駐天津イギリス総領事は、日本側から このような焦燥感は、 外交上の手続きを要することになるからである。ここでマイ 堀内総領事だけが抱いていたものではなかっ 日本人が納める関税については全 「何トカ 九月

収入のすべてを日本側銀行に預金し、その中から海関経費および日本マイヤーズは九月一四日、再び堀内のもとを訪れる。そして、関税

側の同意を得たうえで外債担保分のみを引出す旨を建て前とすること側の同意を得たうえで外債担保分のみを引出す旨を建て前となった。このようにマイヤーズは、天津の関税収入の取り扱いをめて受諾した。さらに、マイヤーズは外債負担部分を引き出して送金するでもりは当分ないという意向も示した。そして、現在香港上海銀行に預けている過去の税収約百万ドルについては、そのままにするように預けている過去の税収約百万ドルについては、そのままにするようにです。このようにマイヤーズは、天津の関税収入の取り扱いをめている。

にあった。そこでは次のように述べられ、日本側の提案の受け入れを 変更は加えず、関税収入を保護し、密貿易を防止し、関税率の変更も 側 鎖を宣言し、 力を尽くすべきである。もし執務を行えなくなったら、その海関の閉 ある。国家の主権と海関行政の統一を損なわない範囲で、 賠償金の償還に関わるもので、これに関する総税務司の責任は重大で を加え、明らかに海関行政に干渉してきた。海関収入は内債・外債と ある。日本は非合法に我が国の海岸を封鎖した後、海関巡視船に攻撃 拒否している。すなわち、これらの要求は国家の主権を損なうもので 本案を受け入れるよう要請している。 関務署からの返答は翌月一五日(3) なると警告した。同日メーズは関務署を訪れた。そして国民政府に日(③) 行わないが、これを拒否すれば海関は日本によって接収されることに 側の要求を伝えたうえで、日本案を受諾すれば、日本は海関の機関に 総税務司に伝えられている。マイヤーズは関税収入の扱いを含む日本 八月二八日の日本側の提案は、 の要求と、 近くに別の海関を開き、徴税するべきである、 国民政府の立場の隔たりは大きかったと言える。 翌々日マイヤーズ税務司からメーズ その維持に

ら交渉方針がマイヤーズ税務司に伝達された。日本側銀行への関税収このような関務署からの回答を経て、九月二三日メーズ総税務司か

幣システムの主要な基盤なのだと、日本側に主張するようにマイヤー 大津・秦皇島の海関からは外債のみならず内債担保分も送金されるべき天津・秦皇島関税収入を送金すること等 方債の償還に充てられるべき天津・秦皇島関税収入を送金すること等 であるとしていることである。このときメーズは、内債も中国の貨 きであるとしていることである。このときメーズは、内債も中国全土の を指示した。ここで注目すべきは天津・秦皇島関税収入を送金されるべ を指示した。ここで注目すべきは天津・秦皇島関税収入を送金されるべ を指示した。ここで注目すべきは天津・秦皇島関税収入を送金されるべ と、 の関税収入は中立的な非日本系銀行に預けるべきであること、外債と の関税収入は中立的な非日本系銀行に預けるべきであること、外債と

ズに指示している。

そのためメーズは、マイヤーズにこれ以上の日本との交渉は無理であ 授与を中国側に求めている。しかし、 理)・鄭萊関務署署長と会談した際、マイヤーズへのフリーハンドの(36) 政部政務次長兼銭幣司司長・孔令侃 彼らの説得を試みた。九月二四日にホール・パッチが宋子文と会談し 量の権限を与えられないか模索する。彼らは国民政府要人と接触し、 付財政顧問と共に、日本との交渉に際してマイヤーズ税務司に自由裁 の要求を受諾できない立場にあった。メーズはホール・パッチ大使館 内にあり、われわれは未来について交渉できる立場にはないのだ、と。いう日本軍部の発言を、マイヤーズは耳にしている。海関は敵の領域 状況で、もしいま日本の要求を飲まなければ華北の海関は切り離すと ている。堀内総領事は現地軍の急進的な行動をなんとか阻止している 八日ハーバート天津総領事代理は、イギリス外務省に次のように訴え た際、そしてその翌々日メーズとホール・パッチが、宋子文・徐堪財 しかし、天津はかかる方針を実現できる状況にはなかった。九月二 方でメーズ総税務司は、 国民政府の了解を得られない以上日本側 その要求は容れられなかった。(37) (孔祥熙財政部長の息子で代

あった。 (38) あくまで日本の要求は飲めないと回答するのみでると訴えられても、あくまで日本の要求は飲めないと回答するのみで

押した。 (空) 国の外債の基盤であり、海関は維持されなければならないのだと念を国の外債の基盤であり、海関は維持されなければならないのだと念を 決断は蔣介石が下すと回答しており、続いてホール・パッチは蔣介石な結果がもたらされるだろう」と強く迫った。このとき徐堪次長は、 そして、決断は中国政府が下すものではあるとしながらも、 ま問題はそのどちらかである」と、日本側の要求の受け入れを求めた。 する条件のもとコントロールを維持し続けるか、すべてを失うか、 協を許さないもので、不愉快なものであることは認めるが彼らの提 に書簡を宛てている。そこでは、「天津からの情報によると状況は妥 の海関は失われることになり、中国の信用 (Chinese credit) に悲惨 うに指示を出すよう決定を下さなくてはならない。さもなければ華北 いていた。一〇月七日徐堪財政部次長に対して「中国政府は日本側が 関務署に伝えた。そして、関務署に対して日本側の要求を受け入れる 外の銀行に預金する案は受け入れないというマイヤーズからの情報を 示した条件に同意し、マイヤーズにできる限り最善の決着をつけるよ よう要請している。同じとき、ホール・パッチ大使館付財政顧問も動 このような回答を繰り返す裏でメーズは、 続いてホール・パッチは蔣介石 日本側は横浜正金銀行以 海関は中

「日本側ハ独自ノ見解ニテ処理スル外ナキ」旨を伝えた。このようなめた。そして、これ以上事態を遷延させるならば交渉は打ち切りにし日中に提案を受け入れるか受け入れないか明確な回答をするように求ある。一○月六日堀内総領事は代理人をマイヤーズの元に派遣し、数式な諾否を、速やかに回答するよう日本側から求められていたからでこのとき天津のマイヤーズ税務司は焦燥を強めていた。日本案の正

日本側からの圧力のもとで、翌七日マイヤーズはメーズ総税務司に対日本側からの圧力のもとで、翌七日マイヤーズに九月二三日の交と了解し、自らが最善と信じる行動をとるのでそれを許してほしいと原い出る。ハウ駐華臨時大使はマイヤーズが単独行動をとる可能性があることに強い懸念を示し、そのような行動はとらないようメーズもあることに強い懸念を刺した。メーズは国民政府、とくに蒋介石の承認マイヤーズにくぎを刺した。メーズは国民政府、とくに蒋介石の承認を得ることを重視しており、それまではマイヤーズに九月二三日の交を得ることを重視しており、それまではマイヤーズにカーズがメーズを得ることを重視しており、それまではマイヤーズがメーズが水ーズが対上の指示が出せなかったのである。結局マイヤーズがメーズルが大割日までに、回答は得られなかった。

### 弗二章 対案の提示

を提議したのである。 を提議したのである。 を提議したのである。 を提議したのである。 を提議したのである。 を提議したのである。 を提議したのである。 を提議したのである。 でとのである。 ででの税収を債務の返済にあてることを求めて がる。 すべての税収を中立的な銀 がる。 ででの税収を中立的な銀 がる。 ででの税収を持つイ

(Chinese credit) の支柱であり続けてきたからである。したがって、僚が残した覚書には次のように記されている。「中国海関行政の維持は、英国の対中政策において重要な事項とみなされてきた。なぜならは、英国の対中政策において重要な事項とみなされてきた。なぜならなが残した覚書には次のように記されている。「中国海関行政の維持をが残した覚書には次のように記されている。「中国海関行政の維持をが残した覚書には次のように記されている。したがって、

限を、 争中暫定的に保管銀行としての権限を、中央銀行から香港上海銀行に の尽力があった。ただ、同案はまだ蒋介石や孔祥煕財政部長の同意を で内債担保分を含まないとする案を出せた背景には、 正金銀行からの送金に内債担保分が含まれていないことである。 他の銀行、 渡すこと、天津と秦皇島の海関収入について、香港上海銀行を通して 海関経費が、現金で引き出される。以上の提案のポイントは、 保管銀行が他の銀行に預託することも許可される。③他の銀行に預け 秦皇島分を含む。 的な方法として第三国の銀行に対し保管銀行として税収を受け取る権 現在海関の全関税収入は中央銀行に預金されているが、事変中の暫定 そこでは関税収入の扱いについては、 レーギー駐日イギリス大使によって堀内謙介外務次官に伝えられた。 恵外交部長の日本側提案に関する協議を総合したものだとして、 の協議、南京におけるホール・パッチ財政顧問、ハウ代理大使と王寵 省にもちかけられた。それは、 た関税収入については、天津と秦皇島に課されている外債担保分と、 以上のイギリスの立場が反映された対案が、一〇月一三日日本外務 中国政府は中央銀行に与える。ここでいう関税収入とは天津と すなわち横浜正金銀行へ預金する道が示されたこと、 ②天津と秦皇島で集められた関税収入については、 天津における日本とイギリスの総領事 次のように提議されていた。 王寵恵外交部長 日中戦 (1) ク

説得にも奔走することとなる。得ていなかったため、以後メーズ総税務司やホール・パッチは彼らの

ないだろうと推測していた。日本としては①税収の全部がごまかされ 香港上海銀行が中央銀行の地位に取ってかわっても、 堀内自身は提示された対案の受諾も可能であると考えていた。 の返事を至急取り付けるよう努力するより他なしとの結論に至った。ことは今後の問題処理上不可欠であるため、日本案に対して海関から 天津における軍との関係に鑑みると、 容認できなかった。このような喜多の姿勢を前に堀内は、従来からの(፡፮) 皇島の関税収入も一括してまず香港上海銀行に預け入れられる点も、 り他なしと強気な態度を見せている。 案への諾否の回答を求め、 で軍内部をまとめるのは困難であると主張した。喜多はあくまで日本 案はイギリスの本件に対する介入を誘致する性質があるから、この案(ミロ) らず思うように進んでいないため、 定的だった。対天津海関工作は開始から二か月前が経過したにも関わ 与えないことが肝要だと説いた。しかし喜多は、対案の受け入れに否 るのだから、 であり、この対案の修正によって日本側の目的を達成することはでき 接収がすでに悪化している国際関係の悪化に拍車をかけるのは明らか 月九日の段階で、 話し合った。会談の内容を具体的に見ておこう。堀内は、 ○月一二日、 喜多特務機関長と歩調を合わせることを選んだ堀内総領事だったが ここで提示された案の内容については、 速やかに措置を講じて中国側の宣伝に乗じるような隙を 喜多誠一天津特務機関長と堀内総領事が同案について 駐華イギリス大使館からの情報としてつかんでいた。 海関側が応じないときは接収に踏み切るよ 更なる先延ばしは困難であり、 本件について軍側と協調を保つ 現地陸軍にとっては、 天津の日本総領事館は一〇 さしたる影響は 海関の即時 天津と秦 堀内は 対

> 限で、 のである。しかし先述の通り、帰で中国の面子が保たれるならば、 金できた。以上を踏まえて堀内は、もし事実がマイヤーズの説明 ずに日本側銀行に預金されること②預金を不必要に引き出されないよ 対案でも日本案でも実質は同じだろうと考えたのだった。そして対案 であれば、 め日本側の同意を得ていることを証明できる場合のみ正金銀行から出 や送金の申込みには税務司の署名を必要とし、かつ税務司があらかじ 行は正金銀行から出金してそれを送金をするが、以上の小切手の発 をするときは、税務司から香港上海銀行に送金を申込み、香港上 を正金銀行における預金から引き出すことになる。外債担保分の送金 るときには、香港上海銀行あての小切手を切り、 については、対案が実現された場合の出金方法について、 と考えた。さらにこの点をめぐっては、マイヤーズ税務司が自らの権 代わって横浜正金銀行員を担当者としなければ、たとえ横浜正金銀 うにすること、 香港上海銀行の特別口座に入金され、税務司が経費の支出を必要とす ように聞いていた。すなわち、関税収入は横浜正金銀行に開設された への預金がなされても、海関側の徴税手続きを信頼するしかないのだ 金銀行が保管銀行となっても、 海関の会計係を日本人に換えることができると言っていた。② 日本側の同意がなければ出金はできないことになるので、 が大事だった。そして、①については、 現在徴税を担当している中央銀行員に 堀内の構想は実現をみなかった。 同案の受け入れも可能だと理解した 香港上海銀行は同額 たとえ横浜正 堀内は次の

局次長らの来津を通して現地陸軍は陸軍省の強硬姿勢を確認し、急速気兼ねして海関接収に「相当チミッド」だったが、青木一男対満事務堀内総領事は次のように観察している。当初現地陸軍は中央の意見をなぜ現地陸軍はここまで強硬な態度で交渉に臨んでいたのだろうか

陸軍の行動に一程度の自由を与えることになったのである。 陸軍の行動に一程度の自由を与えることになったのである。 陸軍の行動に一程度の自由を与えることになったのである。 陸軍の行動に一程度の自由を与えることになったのである。 とこの行動に一程度の自由を与えることになったのである。 とこの行動に一程度の自由を与えることになったのである。 とこの行動に一程度の自由を与えることになったのである。 とこの行動に一程度の自由を与えることになったのである。 とこの行動に一程度の自由を与えることになったのである。 とこの行動に一程度の自由を与えることになったのである。

主張した。一八日にメーズは再び関務署に対して、日本側の要求を飲(ધ) 策はマイヤーズに全権を与えて、 う方法はただ一つだとして、天津と秦皇島の関税収入を横浜正金銀行 されるか崩壊されるかという問題に直面しており、崩壊から海関を救 ことでしか、日本側との合意には至れないことを訴えた。海関は維持 ヤーズはメーズに対して、横浜正金銀行に関税収入を直接預け入れる 日本案の受諾の回答をするようマイヤーズに要請した。一七日マイ 本件について外国側の介入までも明らかになったと指摘し、あくまで 対案は日本案の代換を装いつつもそれを骨抜きにするトリックであり、 伝えたが、堀内は対案の受け入れに否定的な態度を示した。そして、 支えないという訓令がメーズ総税務司から届いたことをマイヤーズは 三日に日本側に伝えた対案で日本側との話し合いをまとめても差し の預け入れるよう迫った。一七日、(61) 一〇月一五日マイヤーズ税務司は堀内総領事と会談した。このとき 問題を局地的に解決させることだと メーズは関務署に、 唯 一の解決

> するだけだった。 かし関務署は、香港上海銀行に預託させるのが最終的な譲歩だと回答かし関務署は、香港上海銀行に預託させるのが最終的な譲歩だと回答の機浜正金銀行に直接的に預金するのを認めるよう要請している。し

三日の対案自体へは拒絶を示さず、この点にハウは好感触を得た。 津における緊迫した事態を説明した。蔣介石はここで、いかなる条件 ものの、マイヤーズへの自由裁量の件は断っている。だが同案がうま 料中六七七番電)、以下を指示した。 した対案以上の譲歩は認められないという電報を送ったあと(引用 かった。 横浜正金銀行への関税収入の直接的な預け入れを認めたことは大き 内債が送金されるならば、という条件付きではあったが、財政部長が かる中国側の反応は一○月二○日にマイヤーズに伝えられた。とくに でも海関収入を横浜正金銀行に預け入れることは拒否したものの、 直接的に預け入れることを認めた。同日ハウは蔣介石とも会談し、天 くいかなかった場合、内債が送金されるのを条件に、横浜正金銀行に 部長はしぶしぶ一三日の対案のラインで交渉を進めることを承認した ヤーズにフリーハンドを与えることを許可するよう要請した。孔財 つつ、一三日に日本側に示した対案で日本側と交渉することと、マイ にマイヤーズへのフリーハンドの授与に同意するに至る。この翌々日 側に示した対案の作成にも関わっていた王外交部長だが、ここでつい 善だと考える通りに行動させること」だと訴えた。同月一三日に日本 唯一の方法は「マイヤーズ税務司に拘束性のない指示を与え、彼が最 ハウは孔祥熙財政部長とも面会し、 一○月一七日には王寵恵外交部長と会談している。この席でハウは、 このときハウ駐華イギリス代理大使も、 メーズはマイヤーズに対して、 大連海関喪失をめぐる例に言及し 財政部長は一三日に日本に示 中国側の説得を試みていた。

ance remaining to be left to accumulate in the bank." (傍線部、 be made therefrom as [due] if considered necessary by you, any balregular local obligations such as conservancy and quarantine are to lection destined for foreign and internal loans and indemnity and locally in a reliable bank of good standing but remittance of cost of col discretion in depositing Tientsin and Chinwangtao customs revenue privately authorised as a final alternative that you may use your own No. 677, and having regard to difficult position you are in, Minister has "In case you fail to secure agreement on the lines of my telegram 以下同様 括弧は

を送金すれば良いのだと解釈したと見られる。 かっていると理解し、彼が必要と認めた場合のみ内債・外債の担保分 容は極めて分かりにくくなっていた。マイヤーズはことのき下線部の に送られた電文には括弧内の "due" の文字が欠落しており、 けてもよいが、内債・外債の担保分と、海関経費は期日通りに支払わ - もしあなたに必要であると認められれば」を、下線部以前の語にか この電報の要点は、一三日に示した対案で日本と妥結できないなら マイヤーズ税務司は天津と秦皇島の関税収入を横浜正金銀行に預 剰余分は同行に預金できるというものだった。しかしマイヤーズ 電文の内

### 第三章 マイヤーズ税務司の決断

二日マイヤーズ税務司は代理人を堀内総領事のもとに派遣した。そし メーズ総税務司から送られたこの一○月二○日の指示を受けて、二 関税収入については日本案の通り、日本側銀行に直接預け入れ、

> 五日に開始された。 同銀行ニ預入シ、右預金ノ引出ハ通常ノ承認セラレタル地方的経費ニ 天津・秦皇島海関の関税収入の横浜正金銀行への預け入れは一○月二 ヲ見ル迄ハ之カ引出シヲ為スノ意見ナキコト」を通知した。 司 限リ之ヲナシ、公債及債務償還ニ充テラルル部分ニ対スル処分ハ税務 ニ預金口座ヲ開設シタルカ日支軍事行動中之等特定ノ税収入ハ引続キ に公文により「本日天津及秦皇島税収入ニ関シ横浜正金銀行天津支店 外債担保分と海関経費のみを引き出すことにすることを伝えた。 ノ裁量ニ委ネラルルモ、現下ノ軍事行動ヨリ起ルヘキ諸問題ノ解決 かくして

黙認シ、サラニ第二段ノ工作ヲ進メルコトニシタイ」と述べた。ここ 議の開催が挙げられるだろう。 で想定されている「諸種ノ関係上」の一つとしては、 テハ直ニ之ヲ承認シ得サル所ナリ。 ゲ、ナカンズク排日関税ノ即時撤廃ヲ断行セシメ得サル限リ、軍トシ 支現時ノ経済状態ト、日満両国トノ関係ヨリ観テ、関税定率ノ引キ下 てている。そして、「海関ノ収入ヲ地方委員費用ニ流用シ得ル他、 と通告してきたものの「本件ハ既ニ今日ノ状勢ニ適応セズ」と切り捨 られた報告では、ようやくマイヤーズが日本側提案の全てを承認する に苛立ちを隠していない。一一月五日に特務部長から陸軍次官に宛て(2) のだろうか。陸軍出先はマイヤーズの回答が想定よりも遅かったこと このようなマイヤーズ税務司の決断を、日本側はいかに受け止めた 但シ諸種ノ関係上シバラクコレヲ ブリュッセル会 北

事が本省に報告しているところによると、九月三○日の段階で、 接収の必要性が切実なものとなっていたことも指摘できる。 もはや不足だと考えている背景には、 また現地陸軍が、マイヤーズ税務司のようやく承認した日本案では 当時財政対策の一環として海関 ① 税

ル)」とされた。 ル上、 関接収論カ台頭シ来ルハ不可避」という状態だった。このような背景 ムルコトヲ考慮ス ミガナイ状況ニ至ッタラ、 後南京政府ニナンラ反省ノ色ナク之ヲ相手トシテ時局ヲ収拾スル見込 現地政権による華北海関接収を容認する方針をとった。すなわち「今 もあり、 ることはできなかったのである。そのため「財政難ヲ感スル度毎ニ海 る税収を治安維持会に融通させるような策を講じない限り、実現させ 接収の挙に出るか、 し④については、 将来海関側との話し合いにより実現できるだろうと見込まれる。 についてもいくつかの品目で暫定的に税率を引き下げるということは ②と③は現在の海関側との話し合いの結果達成することが可能で、 あてる必要などのため、 を阻止する必要、④経費と外債担保分を除く収入を現地政権の費用に 率を逓減させる必要、②銀の南送を監視する必要、③海関収入の南送 支那側北支政権ヲシテ其ノ勢力範囲内ニ在ル各機関ヲ接収セシ 外務省も一〇月二九日の「天津及秦皇島海関処理方針」 現在の海関側との話し合いを打ち切って実力による (此ノ場合帝国ハ右ニ何等関与セストノ建テ前ヲト 目下の話し合いのラインで日本側銀行に積み立て 海関の接収の必要性が主張されているという。 時機オヨビ方法ニツキ対外関係ヲ考慮シタ しか で、 1

伝えられた。同電報でマイヤーズは、華北の海関をめぐる状況の改善されると強調されたうえで、しばらく出金は行うつもりがないことが関の業務は守られ、海関の統一は保持されるとされ、横浜正金銀行かはどのように受け止めたのだろうか。マイヤーズと日本の間で交わさはどのように受け止めたのだろうか。マイヤーズと日本の間で交わさいると強調されたうえで、しばらく出金は行うつもりがないことがしている。

持つに至った。 持つに至った。 持つに至った。 は、りも説明している。すなわち、現地では日本軍によって、天津に入 だことがメーズに報告された。これらの情報をもとに、華北において たことがメーズに報告された。これらの情報をもとに、華北において たことがメーズに報告された。これらの情報をもとに、華北において たことがメーズに報告された。これらの情報をもとに、華北において ない方向に進んでおり、通 常の状況は直ちに再建されることになるだろうという印象をメーズは 常の状況は直ちに再建されることになるだろうという印象をメーズは 常の状況は直ちに再建されることになるだろうという印象をメーズは 常の状況は直ちに再建されることになるだろうという印象をメーズは 常の状況は直ちに再建されることになるだろうという印象をメーズは 常の状況は直ちに再建されることになるだろうという印象をメーズは 常の状況は直ちに再建されることになるだろうという印象をメーズは 常の状況は直ちに再建されることになるだろうという印象をメーズは 常の状況は直ちに再建されることになるだろうという印象をメーズは

の統一を守るために最善をつくしたと、メーズは評価する。 が立て、のとき、マイヤーズが暫定的な出金の停止を宣言したいた。しかしこのとき、マイヤーズが暫定的な出金の停止を宣言したいた。しかしこのとき、マイヤーズが暫定的な出金の停止を宣言したいた。しかしこのとき、マイヤーズが暫定的な出金の停止を宣言したいた。しかしこのとき、マイヤーズが暫定的な出金については、税の流のがであることなどを指摘しつつ、メーズを引がすべての権限を保つものであることなどを指摘しつつ、メーズはマイヤーズの行動をどのように国民政府側に説明したのだメーズはマイヤーズの行動をどのように国民政府側に説明したのだ

停止するとした決断は、上海に送金できる債務の内容を曖昧にする効 停止するとしたことについて、日本案では外債担保分の送金を認めて たどっていたことを考慮すると、マイヤーズが一時的に できるのは外債担保分か、内債および外債担保分かで方針は平行線を で再び交渉するよう要請する。しかし、日本と国民政府の間で、(88) メーズはマイヤーズに対して、 ズが示した不快感については、 いることを考慮するとマイヤーズの言い分は不可解だと考えた。 こととするか、または送金が困難ならばすでに提示した対案のライン しかしメーズ総税務司はマイヤーズ税務司が一切の送金を一 クリフォード氏が指摘する通りである。 指示通り内債・外債担保分も送金する 切の送金を 時 送金 的に

果があったと言えないだろうか。

銀行に預けておいた方が良い、というのがアフレックの理解だった。(&2) 日本の要求に背いて税収のすべてを失うことになるよりも、 ズは賢明にも一切送金をしないことにしたのだと彼の判断を評価した。 を勝手に利用することはないと保証したことなどに言及し、マイヤー 報告している。 最も困難な状況に対処したことに満足していると、イギリス外務省に ズが華北における中国海関行政の崩壊を救うための唯一の方法を以て なったことが強調された。さらに一一月六日アフレックは、マイヤー(85) イヤーズの判断により、 無傷のままにしておくための方法は、他になかったのだと述べる。 引き起こしてしまうのだと一○月二九日に訴えた。そして関税収入を あれ、天津からいま送金を試みようものなら、速やかに海関の接収を ギリス外務省に対して、香港上海銀行からであれ横浜正金銀行からで ヤーズ税務司を擁護する姿勢を見せた。一〇月二九日アフレックはイ この送金をめぐる問題については、アフレック駐天津総領事がマイ その上で、堀内総領事は繰り返し日本陸軍が海関収入 関税収入は確保しておくことができるように 横浜正金

マイヤーズ税務司自身も一〇月三一日、メーズ総税務司に対して次のように主張している。私は日本陸軍の言葉が至高の意味を持つ地域のように主張している。私は日本陸軍の言葉が至高の意味を持つ地域にいて、一人でぞっとするようなハンディキャップのもと闘っている。にいて、一人でぞっとするようなハンディキャップのもと闘っている。これでは対案への不支持を唱えており、かつ彼らは中国全土の関税を預ける保管銀行を変更しようとまでしているわけではないと説明する。しても差し支えないかと聞いたが、メーズからは単に引き続き交渉すべしという回答だった。

一一月五日マイヤーズ税務司は堀内総領事のもとを訪れ、日中戦争

督促は来なくなったという。 (&) 在であったため、話はこれ以上進展せず、その後はメーズから送金の 管する等を保証しない限り、上海向けの送金を別途に考慮するわけに だと応じている。そして一一月六日に二〇万ドルが上海に送金された。 (&) 後マイヤーズが日本に対してなすべき協力も容易になるとも述べて ばらく送金しないという趣旨は「絶対ニ変更セサル所存」だが、それ の方法であれば黙過しても差し支えないと述べた。しかし、 銀行から引出、これをかりに香港上海銀行経由で上海に送金し、 はいかないが、今月分の海関経費として例えば一二万ドルを横浜正金 総領事代理が応じたが、メーズが外債支払以外の関税剰余を確実に保 から送金させてほしいと要請する。このとき堀内は帰朝中だったため した。そして、特別の恩典として、二〇万ドルくらいを横浜正金銀 の額を横浜正金銀行の預金分から送金するように厳命が届いたと説明 は送金するわけではないから、マイヤーズの決定権で処理できるはず を願い出た。そうすれば多少なりとも非難を緩和することができ、今 ○万元くらい二回ほど、八月・九月の外債負担分として送金すること 以前の八月・九月分の税収について、香港上海銀行への預金分から一 ○月二二日に表明した横浜正金銀行の預金から内債・外債担保分をし ており、 がはじまって以来上海に全く送金していないため非難の声が高くなっ にこの一二万ドルを香港上海銀行から引き出して経費に充てるくら したところ、メーズより、こればかりの送金では困るので、ある程度 る。これに対して堀内総領事は、その際横浜正金銀行への預金分から 月一三日に再び領事館を訪問し、同行の預金から二〇万ドルを送金 この香港上海銀行への預金分からの送金について、マイヤーズは一 メーズ総税務司も非常に困っていることを訴えた。そして 月末

これは、八月二八日に堀内総領事からマイヤーズ税務司に提示された。 中戦争終結まで送金せず、横浜正金銀行に預金するというものだった。 案への了解を取り付けた。これが第三案である。しかし、第二案もし ついても、 石は明確な態度を示さなかったが、 したものとなっていた。これに王寵恵外交部長は同意していた。 た。第二案は、保管銀行を第三国銀行、すなわち香港上海銀行に変更 の預金と、内債が送金の対象に含まれていないことが主たる難点だっ で国民政府を説得しようとしたが、果たせなかった。横浜正金銀行へ は第一案の大枠を内々に受諾し、メーズ総税務司も第一案の受け入れ ものだった。第二案は、九月一三日に日本側に示された。マイヤーズ すること、その預金分から外債担保分と海関経費が送金されるという 秦皇島の関税収入については、香港上海銀行から横浜正金銀行に預金 第二案は、 第一案は、外債担保分は送金するが、 きた。本過程では大きく分けて三つの案が交渉の俎上にのぼっていた。 収までの期間における、天津海関の関税収入をめぐる交渉過程を見て 示す。しかし、 ここまで、 横浜正金銀行への香港上海銀行を介さない直接的な預け入れに 外債担保分の送金を優先させようとするイギリスの意向を反映 内債担保分を送金の対象に含めるという条件で孔祥熙から第 まず海関の保管銀行の役を香港上海銀行に担わせ、 国民政府側を説得しようとしていたが、最終的に一〇月二 日中戦争のはじまりから「中華民国臨時政府」による接 第二案は日本側に受け入れられなかった。メーズは同 孔祥煕財政部長も最終的に賛意を 内債担保分を含むそれ以外は日 天津と 蔣介

> 部分的な外債担保分の送金も行われた。 イヤーズに不快感を示すが、華北海関をめぐる状況は改善も見せ始め える。メーズ総税務司は、彼の意図に反して一切の送金を停止したマ 債担保分と海関経費なのか内債担保分も含むのかを曖昧にできたと言 が一切の送金を停止することで、一時的にではあれ、 れていたし、 式に表明したのだった。外債の送金については第一案で日本は許可さ 正金銀行への直接的な預け入れと、送金の一時的な停止を日本側に公 ついて自らの判断で行ってよいと解釈し、 みはなかった。このときマイヤーズはメーズの指示を、 文面は極めて分かりにくいもので、 くは第三案で日本側と交渉するようにマイヤーズに伝えた際の電 海関経費の送金を認められていたが、ここでマイヤーズ かつ両案で日本側を説得できる望 第一案に盛り込まれた横浜 送金の対象は外 送金の い時期に

内はいわば彼らの代弁者でもあった。 それによる海関機能の回復を図った。八月二八日の要求は堀内にとっ は を合わせたのである。 あくまで陸軍出先との良好な関係の維持を堀内は重視し、 関問題処理の停滞と、 の面子も考慮し、この案の受け入れも可能ではないかと考えたが、 経由して横浜正金銀行に預金する案が提示されたとき、 ても「リーゾナブル」と理解された。九月一五日に、香港上海銀行を いた海関をまえに、現地陸軍の要請を入れつつ、現海関制度の再編と 立場についてまとめたい。堀内は、華北でほとんど機能不全に陥って るところとならず、堀内も日本案の受諾をマイヤーズに迫り続けた。 次に、交渉において堀内総領事とマイヤーズ税務司が置かれていた 堀内と現地陸軍の間の見解の相違も把握していた。(8) 交渉の表舞台に現地陸軍は立たなかったが、 諸外国による介入に苛立つ現地陸軍の受け入れ 一方でマイヤーズやアフレック 堀内は中 彼らと歩調 ョ側 海

関が「大連式」の接収に遭うことだった。 を下していくことになるのかについては、 慶政府と日本のはざまで海関という国際組織の長としていかなる決断 配が上海に及んだとき、メーズは満洲や天津の例を振り返りつつ、重 配を、海関側はどこまで受け入れることになるのか、そして日本の支 イヤーズは、「大連式」の接収が再現されるのを阻止できたのである。 指示に「違反」したことで解任された事例を目の当たりにしていたマ るものだったと言える。 だったかもしれないが、 たことは、第二案・第三案を超えた内容だという意味で「越権」行為 引き出せることを確認しつつも、同時に一切の送金を一時的に停止し 直接的な預け入れを公式に表明したとき、外債担保分と海関経費のみ か道がなかったのである。マイヤーズが関税収入の横浜正金銀行への 日本が事実上の支配者として君臨する天津では、日本側要求の受諾し フレック総領事も日本とのこれ以上の交渉は無意味だと認識していた。 九月一四日マイヤーズは日本側の提案を受け入れる内意を示した。 制することで、マイヤーズを妥協に追い込もうとしていたのだった。(※) する」戦略で交渉に臨み、 を日本側に伝えていた。これを踏まえて日本側は「税関長の首を保護 日本の要求を受け入れる意思があった。 あった。そのため、 他方マイヤーズ税務司の念頭には、 | 二月以降に始まる「中華民国臨時政府」という国際的に承認され 「事実上の政府 (de facto Government)」による華北海関支 当初から「海関の統一」を害さない範囲であれば 大連において福本税務司がメーズ総税務司 総税務司からの命令への違反をうまく回避す 海関機能の不全という現状を突きつけて牽 満洲における海関接収の事例 彼が避けたかったのは天津税 別稿にて検討したい。 彼は非公式ながら、 ア が

- 関』(名古屋大学出版会、一九九九年)ほか参照。――三(一五六頁)。関税収入が内債償還に果たした重要性につい――三(一五六頁)。関税収入が内債償還に果たした重要性につい展』(東京大学出版会、一九九九年)表六―二(一五五頁)・表六
- (2) Howe to Foreign Office, 28th Dec. 1937, F 11682/220/10, FO 371た。
- 号(一九九六年)参照。勝美「「満州国」による中国海関接収経緯」『外交史料館報』第九による中国海関の接収」『人文学報』四七号(一九七九年)、臼井(3) 満洲国による海関接収問題については、副島圓照「「満州国」
- (4) 時期は不明であるが、マイヤーズ税務司は守屋和郎参事官と会食の際に個人的意見として、「海関のインテグリティ」を害さない提案である限り、天津海関としてこれを応諾せざるを得ないだろうと考え、「大連式」の接収阻止を希望する旨を伝えている。外務省編『日本外交文書』日中戦争第二冊(二〇一一年)一二九外務省編『日本外交文書』日中戦争第二冊(二〇一一年)一二九外務省編『日本外交文書』日中戦争第二冊(二〇一一年)一二九大の際に個人的意見として、「海関のインテグリティ」を害さない。
- 八月二二日、『日外』一二九八頁。(5) 堀内干城駐天津総領事から広田弘毅外相あて電報、一九三七年
- て電報、一九三七年八月一九日、『日外』一二九五~一二九六頁。(4) このことを八月一九日川越茂駐華大使に総税務司署のカボン

- (r) Draft, 24th Mar. 1938, Inspector General's Personal Correspondence, Maze Collection, SOAS Library, University of London, UK.
- 8 8713/220/10, FO 371/20989 Minute, Embassy Offices, Shanghai to FO, 11th Nov. 1937, F
- 9 五年)一九七頁。 張耀華編著『旧中国海関歴史図説』(中国海関出版社、二〇〇
- 10 No. 1, 1965 time Customs, 1937-1941", The Journal of Modern History, Vol. 37 Nicholas R. Clifford "Sir Frederick Maze and the Chinese Mari-
- 11 中国を訪れ、大使館付財政顧問の地位に就いている。 な関係にあった。一九三五年のリース・ロス=ミッションの際に なお、ホール・パッチは一九二○年代からリース・ロスと親密
- 12 年英日関於中国海関問題的非法協定』(中華書局、一九八三年) その一部は中国近代経済史資料叢刊編纂委員会主編『一九三八 West: the Maritime Customs Service Archive from the Second として編纂されているほか、マイクロフィルム(China and the Historical Archives of China, Nanjing)にもなっている。
- 13 学院学報』 年)、邱霖「論 1938年海関協定和英日在華衝突」『南京建築工程 本劫奪華北海関税款管理権述論」『歴史教学』第二期(一九九七 対中国海関行政的侵奪」呉倫霓霞ほか編『中国海関史論文集』 (香港中文大学崇基学院出版、一九九七年)、崔禄春「抗戦初期日 例えば、 第一期 呉亜敏「論「七・七」事変後至太平洋戦争爆発前日本 (11001年) など。
- 14 九九九年)四一四~四一八頁 例えば、 陳詩啓『中国近代海関史:民国部分』(人民出版社)

- 15 施」『環東アジア研究センター年報』七巻(二〇一二年)。 宋芳芳「日中全面戦争期における日本の中国海関支配政策と実
- $\widehat{16}$ とに否定的だった。外務省編『外務省執務報告東亜局』第一冊 (クレス出版、一九九三年) 六〇二頁 にイギリスは意欲的だったが、日本側は交渉を東京に持ち込むこ なお、天津だけでなく東京でも天津海関問題の交渉を行うこと
- 17 F 8383/220/10, FO 371/20989 を占めていた。Embassy Offices, Shanghai to FO, 22<sup>nd</sup> Oct. 1937 玉 なお両海関から送金される債務償還分は、一九三○年代前半中 (満州を除く)の内外債償還に充てられる全額の平均約一二%
- 18 一〇月一二日、『日外』 一三一〇頁 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報 (別電)、一九三七年
- 19 04120011800「陸支密大日記」(防衛省防衛研究所)。 三七四号、ともに JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C 月二二日、次官より支那駐屯軍参謀長あて、八月二四日、支密第 支那駐屯軍参謀長より陸軍次官あて、支参三電第三九九号、八
- 20 置された行政組織)が任命する海関監督を承認することなどが求 められた。堀内駐天津総領事から広田外相あて電報および別電、 そのほか、日本人職員を増やすことや、治安維持会(北平に設 九三七年八月二二日、 『日外』一二九七~一二九八頁。
- 21 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年八月二二 『日外』一二九七頁。
- $\widehat{23}$ 22 『日外』一二九八頁。 堀内天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年八月二二日
- 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年八月二二

## 日、『日外』一二九九頁。

- 「陸支密大日記」(防衛省防衛研究所)。 月二二日、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C 04120011800(24) 支那駐屯軍参謀長より陸軍次官あて、支参三電第三九九号、八
- 日、『日外』一二九九頁。(25) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年八月二二
- 督に就任した。前掲『外務省執務報告東亜局』六〇一~六〇二頁。維東が抵抗を見せる。同月下旬にメーズ総税務司は海関監督の任温世珍を新たな海関監督に任命したが、これに対して前任者の孫のは後次のような経緯を辿る。一一月一日に治安維持会連合会が
- (27) 同前五八三~五八四頁。
- 日、『日外』一三〇一頁。(28) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年九月一一
- 日、『日外』一三〇一~一三〇二頁。(29) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年九月一五
- (30) 陳詩啓前掲書、四一四頁。
- (31) 同前。
- (3) 関務署からメーズあて電報、一九三七年九月一五日、『一九三(3) 関務署からメーズあて電報、一九三七年九月一五日、『一九三
- (33) Embassy Offices, Shanghai to FO, 24th Sep. 1937, F 6981/220/10, FO 371/20989
- (A) Herbert to FO, 28th Sep. 1937, F 7223/220/10, FO 371/20989
- (\(\mathfrak{H}\)) Embassy Offices, Shanghai to FO, 24th Sep. 1937, F 7124/220/10

#### 371/20989.

- (第) Embassy Offices, Shanghai to FO, 26<sup>th</sup> Sep. 1937, F 7094/220/10, FO 371/20989.
- (37) この背景として、蔣介石や孔祥煕の同意がないことはもちろん、 ではないかという疑いが持たれていた点もあった。Embassy Offices, Shanghai to FO, 26<sup>th</sup> Sep. 1937, F7094/220/10, FO 371/20989.
- (\(\mathfrak{R}\)) Embassy Offices, Shanghai to FO, 4<sup>th</sup> Oct. 1937, F 7416/220/10, FO 371/20989.
- (3) Maze to Loy Chang, 4th Oct. 1937, KWS-20/4, China and the West: the Maritime Customs Service Archive from the Second Historical Archives of China, Nanjing, Part 4, Reel 212. 筆者は本マイクロフィルムを京都大学経済学部図書館で閲覧した。
- (4) 陳詩啓前掲書、四一六頁。
- (4) Howe to FO, 7<sup>th</sup> Oct. 1937, 7<sup>th</sup> Oct. 1937, F 7690/220/10, FO 371/20989.
- (4) Howe to FO, 8th Oct. 1937, F 7691/220/10, FO 371//20989
- 二日、『日外』一三〇九頁。(4) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年一〇月
- (4) Howe to FO, 8th Oct. 1937, F 7602/220/10, FO 371/20989
- (4) Maze to Loy Chang, 9th Oct. 1937, KWS-20/12, China and the West: the Maritime Customs Service Archive from the Second

Historical Archives of China, Nanjing, Part 4. Reel 212、堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年一○月一二日、『日外』一三○九頁。

- (4) Embassy Offices, Shanghai to FO, 9th Oct. 1937, F 7674/220/10,
   FO 371/20989.
- (48) Sir Hughe Knatchbull-Hugessen to FO, 18th Sep. 1937, F 8887/220/10, FO 371/20989, なお、駐華イギリス大使や同フランス大使は本国に対して、香港上海銀行を保管銀行とする案を支持するよう求めていた。The Ambassador in China(Johnson)to the Secretary of State, 8th Sep. 1937, U.S. Department of State, Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers 1937, Volume III The Far East, [hereafter FRUS] Washington, D.C., United States Government Printing Office, 1954, p.861.
- (4) Memorandum by FO, enclosed in Embassy Offices, Shanghai to FO, 17<sup>th</sup> Nov. 1937, F 9713/220/10, FO 371/20989.
- (5) 前掲『外務省執務報告東亜局』五八八~五九○頁。
- Howe to FO, 12<sup>th</sup> Oct. 1937, F7799/220/10, FO 371//20989. 九月一八日に、「海関の統一」を守るため中国が日本側の要求を受け入れるべきであることを示唆する覚書を、王寵恵はジョンソン駐華アメリカ大使からも提出されたという。このように王寵恵はで、フランス大使からも提出されたという。このように王寵恵は大津海関問題を現実的なラインで解決させることの必要性を知る立場にあったと言える。The Ambassador in China (Johnson) to the Secretary of State, 18<sup>th</sup> Sep. 1937, *FRUS*, p.864.
- (52) 香港上海銀行はイギリス系銀行である。なお、辛亥革命以降

九三二年までは同行が保管銀行の地位にあった。

- (5) 前掲『外務省執務報告東亜局』五九一~五九二頁。
- 二日、『日外』一三〇九~一三一一頁。(55) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年一〇月
- 四日、『日外』一三一四頁。(57) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年一〇月一
- (8) 宋芳芳前揭稿。
- 二日、『日外』一三一〇頁。(5) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年一〇月一
- (6) 前掲『外務省執務報告東亜局』五九○頁
- (G) Affleck to FO, 16<sup>th</sup> Oct. 1937, F 8093/220/10, FO 371/20989
- (6) メーズから関務署あて代電、一九三七年一〇月一七日、前掲

『一九三八年英日関於中国海関的非法協定』一四頁

- 五頁。 (3) メーズから関務署あて代電、一九三七年一○月一八日、同前一
- (4) 陳詩啓前掲書、四一八頁。
- ( $\stackrel{(5)}{\Leftrightarrow}$ ) Howe to FO, 17th Oct. 1937, F 8045/220/10, FO 371/20989.
- (6) Howe to FO, 19th Oct. 1937, F 8190/220/10, FO 371/20989
- (%) Embassy Offices, Shanghai to FO, 20th Oct. 1937, F 8283/220/10, FO 371/20989.
- (3) Affleck to FO, 1st Nov. 1937, F 8951/220/10, FO 371/20989.

- に配置されている。(6) 一九三七年一一月上旬、青島海関引上げ邦人四○人が天津海関
- (70) 前掲『外務省執務報告東亜局』五九三~五九四頁
- (71) 同前五九四頁。
- (2) Affleck to FO, 29th Oct. 1937, F 8773/220/10, FO 371/20989
- 「陸支密大日記」(防衛省防衛研究所)。 一二九号、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C 04120011800 年報、一○月五日、方特電第
- 日、『日外』一三〇三頁。(74) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年九月三〇
- (75) 前掲『外務省執務報告東亜局』五九六~五九七頁。
- (%) Affleck to FO, 27<sup>th</sup> Oct. 1937, F 8621/220/10, FO 371/20989.
- (云) Affleck to FO, 10<sup>th</sup> No. 1937, F 9363/220/10, FO 371/20989.
- ( $\approx$ ) Maze to Kuan-wu shu, 27th Oct. 1937, China and the West, the Maritime Customs Service Archives, Part 4, Reel 212.
- (?) N.R. Clifford, op. cit.
- (☑) Affleck to FO, 29<sup>th</sup> Oct. 1937, F 8746/220/10, FO 371/20989.
- $(\stackrel{\text{\tiny (2)}}{\otimes})$  Affleck to FO, 6<sup>th</sup> Nov. 1937, F 9207/220/10, FO 371/20989.
- (3) Affleck to FO, 1st Nov. 1937, F 8951/220/10, FO 371/20989
- (☆) Affleck to FO, 6<sup>th</sup> Nov. 1937, F 9207/220/10, FO 371/20989
- (8) 前掲『外務省執務報告東亜局』六〇〇~六〇一頁。
- (%) Embassy Offices, Shanghai to FO, 9th Oct. 1937, F 7675/220/10.

#### FO 371/20989.

- 渉経緯に関する記述。 島田文書、東京大学社会科学研究所蔵。引用箇所は天津海関の交(87) 作成者不明「上海税関問題の経緯」(一九三七年一二月五日)、
- (8) 前掲『外務省執務報告東亜局』五八二頁

筆に際しては、小林節太郎記念基金小林フェローシップの支援を受けする御示唆を考察の端著としている。ここに謝して記す。なお本稿執において、木越義則氏、久保亨氏から頂いた、マイヤーズの行動に関 [付記] 本稿は、日中戦争に関する国際共同研究第二期第一回準備会